

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (決裁) 第3条 次の各号に掲げる事項に係る事案については、総長の決裁を受けるものとする。 (1) 大学の管理運営又は教育研究に関する重要事項についての方針の決定に関すること。 (2) 大学の組織又は制度に関することで重要なこと。 (3) 大学の儀式その他の行事に関することで重要なこと。 (4) 運営方針会議の提出議案及び配布資料（総長が提出する議案及び配布資料に限る。） (5) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他大学の重要な会議の招集通知及びその提出議案、配付資料等 (6) 人事に関することで特に重要なこと。 (7) 学生の厚生補導に関することで特に重要なこと。 (8) 通達のうち、例規たるものその他特に重要なもの (9) 前各号に掲げるもののほか、特に重要なこと。 2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は副学長の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難しい事案については、この限りでない。 3 前2項に定めるもの以外の事案については、その名義者（大学、事務本部の部、課及び室の組織の名義によるものにあつては、その長）の決裁を受けるものとする。 4 (略) (専決) 第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより次長及び課長又はその他の者に専決させることができる。 (決裁における事前承認)	(決裁) 第3条 (同 左) 2 3 前2項に定めるもの以外の事案については、その名義者（大学、事務本部の部、<u>オフィス</u>、課及び室の組織の名義によるものにあつては、その長）の決裁を受けるものとする。 4 (同 左) (専決) 第4条 (同 左) 2 前項に定めるもののほか、事務本部の<u>組織の長</u>（京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号。以下「事務組織規程」という。）第4条第2項に定める同規程別表1左欄の組織の長をいう。以下「組織の長」という。）は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。 (決裁における事前承認)

改 正 前	改 正 後																
第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の<u>部長</u>の、<u>部長</u>の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の<u>次長又は課長若しくは室長</u>の承認を受けるものとする。 (中 略) (共管事項等に係る事前協議等) 第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連し、又はその共管に属するもので、当該関係部課等の承認を得なければ本学としての意志決定ができないものについては、あらかじめ関係部課等と協議し、その承認を得るものとする。ただし、主管の課長<u>(室長を含む。以下同じ。)</u>の判断により、事後に決定された内容に係る写しを交付(電子媒体による送付等を含む。以下次条において同じ。)することにより通知することをもってこれに代えることができる。 (中 略)	第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の<u>組織の長</u>の、<u>組織の長</u>の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長<u>(事務組織規程別表1右欄に掲げる組織の長並びに副オフィス長及び副室長をいう。第7条並びに別表第1及び別表第3において同じ。)</u>の承認を受けるものとする。 (共管事項等に係る事前協議等) 第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連し、又はその共管に属するもので、当該関係部課等の承認を得なければ本学としての意志決定ができないものについては、あらかじめ関係部課等と協議し、その承認を得るものとする。ただし、主管の課長の判断により、事後に決定された内容に係る写しを交付(電子媒体による送付等を含む。以下次条において同じ。)することにより通知することをもってこれに代えることができる。 附 則(令和7年5月総長裁定) この規程は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。																
別表第1(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>名義者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書</td><td>各課長(室長を含む。)</td></tr> <tr> <td>15 事務本部の各部、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの</td><td>当該部課等の長</td></tr> </tbody> </table>	事項	名義者	(略)		14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書	各課長(室長を含む。)	15 事務本部の各部、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの	当該部課等の長	別表第1(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>名義者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同 左)</td><td></td></tr> <tr> <td>14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書</td><td>各課長</td></tr> <tr> <td>15 事務本部の各部、各オフィス、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの</td><td>当該部課等の長</td></tr> </tbody> </table>	事項	名義者	(同 左)		14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書	各課長	15 事務本部の各部、各オフィス、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの	当該部課等の長
事項	名義者																
(略)																	
14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書	各課長(室長を含む。)																
15 事務本部の各部、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの	当該部課等の長																
事項	名義者																
(同 左)																	
14 刊行物その他の資料の送付 その他軽微な事務連絡の文書	各課長																
15 事務本部の各部、各オフィス、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの	当該部課等の長																
別表第2(第3条第2項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>決裁者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条の3(第8号から第11号までを除く。)及び第7条の9第9号に定める事項</td><td>男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事</td></tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第1号を除く。)及び第28条に定める事項</td><td>企画・調整・評価・附属病院担当の理事</td></tr> <tr> <td>分掌規程第13条から第20条まで及び第29条に定める事項</td><td>財務・施設・環境担当の理事</td></tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条の3(第8号から第11号までを除く。)及び第7条の9第9号に定める事項	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事	分掌規程第8条(第1号を除く。)及び第28条に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事	分掌規程第13条から第20条まで及び第29条に定める事項	財務・施設・環境担当の理事	別表第2(第3条第2項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>決裁者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第18条第9号に定める事項</td><td>男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事</td></tr> <tr> <td>分掌規程第3条(第3号を除く。)及び第6条に定める事項</td><td>企画・調整・評価・附属病院担当の理事</td></tr> <tr> <td>分掌規程第4条及び第22条から第28条までに定める事項</td><td>財務・施設・環境担当の理事</td></tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第18条第9号に定める事項	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事	分掌規程第3条(第3号を除く。)及び第6条に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事	分掌規程第4条及び第22条から第28条までに定める事項	財務・施設・環境担当の理事
事項	決裁者																
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第7条の3(第8号から第11号までを除く。)及び第7条の9第9号に定める事項	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事																
分掌規程第8条(第1号を除く。)及び第28条に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事																
分掌規程第13条から第20条まで及び第29条に定める事項	財務・施設・環境担当の理事																
事項	決裁者																
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第18条第9号に定める事項	男女共同参画・渉外(基金・同窓会)担当の理事																
分掌規程第3条(第3号を除く。)及び第6条に定める事項	企画・調整・評価・附属病院担当の理事																
分掌規程第4条及び第22条から第28条までに定める事項	財務・施設・環境担当の理事																

改 正 前		改 正 後	
分掌規程第2条、第2条の2、第7条の2、第7条の7、第7条の8（第5号及び第6号を除く。）、第7条の9（第6号及び第9号を除く。）及び第27条の4（第2号から第4号までに限る。）に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事	分掌規程第2条、第16条、第17条（第5号及び第6号を除く。）、第18条（第6号及び第9号を除く。）、第31条（第2号から第4号までに限る。）及び第35条に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	総務・労務・人事・危機管理担当の理事
分掌規程第26条（第3号、第4号及び第8号から第14号までを除く。）に定める事項	研究推進担当の理事		
分掌規程第21条から第25条の2まで、第25条の3（第1号に限る。）、第25条の4（第4号に限る。）及び第25条の5（第1号を除く。）に定める事項	教育・学生・入試担当の理事	分掌規程第8条から第12条まで、第13条（第1号及び第2号に限る。）、第14条（第4号に限る。）及び第15条（第1号を除く。）に定める事項	教育・学生・入試担当の理事
分掌規程第7条の3（第8号から第10号までに限る。）に定める事項	産官学連携担当の理事		
分掌規程第25条の3（第5号に限る。）、第26条（第8号から第14号までに限る。）から第27条の3まで及び第27条の4（第6号に限る。）に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事	分掌規程第13条（第6号に限る。）、第29条、第30条及び第31条（第6号に限る。）に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事
分掌規程第7条の6（第1号を除く。）に定める事項	広報担当の理事	分掌規程第5条（第1号を除く。）に定める事項	広報担当の理事
分掌規程第11条及び第12条に定める事項	情報基盤・図書館担当の理事	分掌規程第19条及び第20条に定める事項	情報基盤・図書館担当の理事
分掌規程第25条の3（第3号及び第4号に限る。）及び第25条の4（第4号を除く。）に定める事項	国際高等教育院担当の副学長	分掌規程第13条（第3号から第5号までに限る。）及び第14条（第4号を除く。）に定める事項	国際高等教育院担当の副学長
分掌規程第7条の8（第5号及び第6号に限る。）及び第27条の4（第1号及び第5号に限る。）に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第17条（第5号及び第6号に限る。）及び第31条（第1号及び第5号に限る。）に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長
分掌規程第10条（第3号、第5号及び第7号を除く。）に定める事項	国際戦略担当の副学長	分掌規程第7条（第3号、第5号及び第7号を除く。）に定める事項	国際戦略担当の副学長
分掌規程第29条の2に定める事項	監事	分掌規程第33条に定める事項	監事
分掌規程第7条の3（第11号に限る。）に定める事項	男女共同参画・渉外（基金・同窓会）担当の理事又は産官学連携担当の理事		

改 正 前							改 正 後								
分掌規程第8条第1号に定める事項				企画・調整・評価・附属病院担当の理事又は教育・学生・入試担当の理事			分掌規程第3条第3号に定める事項				企画・調整・評価・附属病院担当の理事又は教育・学生・入試担当の理事				
分掌規程第26条第3号及び第29条の3に定める事項				財務・施設・環境担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事			分掌規程第34条に定める事項				財務・施設・環境担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事				
分掌規程第7条の6第1号及び第7条の9第6号に定める事項				総務・労務・人事・危機管理担当の理事又は広報担当の理事			分掌規程第5条第1号及び第18条第6号に定める事項				総務・労務・人事・危機管理担当の理事又は広報担当の理事				
分掌規程第26条第4号に定める事項				研究推進担当の理事又は研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事			分掌規程第21条に定める事項				総務・労務・人事・危機管理担当の理事又は情報基盤、図書館担当の理事				
分掌規程第25条の3（第2号に限る。）及び第25条の5（第1号に限る。）に定める事項				教育・学生・入試担当の理事又は国際高等教育院担当の副学長			分掌規程第15条（第1号に限る。）に定める事項				教育・学生・入試担当の理事又は国際高等教育院担当の副学長				
分掌規程第10条（第3号、第5号及び第7号に限る。）に定める事項				研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事又は国際戦略担当の副学長			分掌規程第7条（第3号、第5号及び第7号に限る。）に定める事項				研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事又は国際戦略担当の副学長				
別表第3（第4条関係）															
事項		専決者						事項		専決者					
		掛長又は専門職員	部長又は専門職員	課長又は室長	課長又は室長	次長	部長			理事又は副学長	掛長又は専門職員	部長又は専門職員	課長又は室長	課長又は室長	組織の長
		(略)								(同 左)					
事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認								事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認							
事務本部の職員の週休日の振替及び代休日の指定								事務本部の職員の週休日の振替及び代休日の指定							
事務本部の職員に係る次に掲げる事項の承認、不承認の決定								事務本部の職員に係る次に掲げる事項の承認、不承認の決定							

改 正 前							改 正 後						
ア～サ(略)							ア～サ(同 左)						
1) 部長						○	1) 組織の長					○	
2) 次長						○	2) 課長						
3) 課長又は室長						○	3) 課長補佐、室長補佐又は専門員						
4) 課長補佐、室長補佐又は専門員				○			4) 掛長又は専門職員						
5) 掛長又は専門職員			○				5) 1) から4) までの職員						
6) 1) から5) までの職員	○						事務本部の職員の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認						
事務本部の職員の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認							1) 組織の長						○
1) 部長						○	2) 課長						
2) 次長						○	3) 1) 及び2) 以外の職員						
3) 課長又は室長						○	(同 左)						
4) 1) から3) までの職員				○			事務本部の職員の在宅勤務の許可又は命令						
(略)							1) 組織の長					○	
事務本部の職員の在宅勤務の許可又は命令							2) 課長						
1) 部長						○	3) 課長補佐、室長補佐又は専門員						
2) 次長						○	4) 掛長又は専門職員						
3) 課長又は室長						○	5) 1) から4) までの職員						
4) 課長補佐、室長補佐又は専門員				○			(同 左)						
5) 掛長又は専門職員			○				(同 左)						
6) 1) から5) までの職員	○						(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						
(略)							(同 左)						</